国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程

（平成１６年４月１日
規　程　第　１　号）

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）、国立大学法人法施行令（平成１５年政令第４７８号）、国立大学法人法施行規則（平成１５年文部科学省令第５７号）その他関係法令に定めるもののほか、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

第２章　役員等

（役員）

第２条　本学に、役員として、その長である学長及び監事２人を置く。

２　本学に、役員として７人以内（非常勤の理事（その任命の際現に本学の役員又は職員でない者（以下「学外者」という。）が任命されるものに限る。）を置く場合にあっては、８人以内）の理事を置く。

３　前項の理事のうち、２人以上（学外者が学長に任命されている場合にあっては１人以上）は学外者とする。

（役員の職務及び権限）

第３条 学長は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第９２条第３項に規定する職務を行うとともに、本学を代表し、その業務を総理する。

２　理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故あるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

３　監事は、本学の業務を監査する。

４　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

５　前条及び前各項に規定するもののほか、役員に関し必要な事項は別に定める。

（副学長）

第４条　本学に、副学長を置くことができる。

２　理事である副学長は、学長の職務を助ける。

３　理事である副学長以外の副学長は、学長の定めるところにより、業務を行う。

４　前３項に規定するもののほか、副学長に関し必要な事項は別に定める。

（副理事）

第５条　本学に、副理事を置くことができる。

２　副理事は、学長の定めるところにより、学長又は理事の職務を補助する。

３　前２項に規定するもののほか、副理事に関し必要な事項は別に定める。

（学長補佐及び学長特別補佐）
第６条　本学に、学長補佐及び学長特別補佐を置くことができる。
２　学長補佐は、学長の指示の下、全学的な重要事項の企画立案及び特定の業務を遂行する。
３　学長特別補佐は、学長から指示された特定の事項について、学長、理事、副学長又は副理事を補助する。
４　前３項に規定するもののほか、学長補佐及び学長特別補佐に関し必要な事項は別に定める。

（職員）
第７条　本学に、教育職員、一般職員及び医療職員その他必要な職員を置く。
２　前項の教育職員は、教授、准教授、講師及び助教とする。

第３章　役員会等

（役員会）
第８条　本学に、役員会を置く。
２　前項に規定するもののほか、役員会に関し必要な事項は別に定める。

（経営協議会）
第９条　本学に、本学の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。
２　前項及び第１１条に規定するもののほか、経営協議会に関し必要な事項は別に定める。

（教育研究評議会）
第１０条　本学に、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。
２　前項及び次条に規定するもののほか、教育研究評議会に関し必要な事項は別に定める。

（経営協議会・教育研究評議会合同会議）
第１１条　学長は、必要があると認めるときは、経営協議会及び教育研究評議会の合同会議（次項において「経営協議会・教育研究評議会合同会議」という。）を開催することができる。
２　前項に規定するもののほか、経営協議会・教育研究評議会合同会議に関し必要な事項は別に定める。

（学長選考・監察会議）
第１２条　本学に、学長選考・監察会議を置く。
２　前項に規定するもののほか、学長選考・監察会議に関し必要な事項は別に定める。

第１３条　削除

（委員会等）
第１４条　本学に、本学の業務運営に関する専門的事項を調査審議するため、委員会その

他の必要な会議を置くことができる。
２　前項に規定するもののほか、委員会その他の必要な会議に関し必要な事項は別に定める。

第４章　統合機構、教育研究組織及び教育研究支援組織

第１節　統合機構

（統合改革機構及び機構長）
第１４条の２　本学に、大学改革に関する企画を行うことにより、本学の基本理念を達成することを目的として、統合改革機構を置く。
２　前項の統合改革機構に、機構長を置く。

（統合教育機構及び機構長）
第１４条の２の２　本学に、教育に関する大学理念実現のためのガバナンス強化、カリキュラムの質管理の強化及び教育に関する人的資源の有効利用を目的として、統合教育機構を置く。
２　前項の統合教育機構に、機構長を置く。

（統合研究機構及び機構長）
第１４条の３　本学に、研究戦略の策定、先端研究の推進及び研究活動等への支援、学内の研究資源の集約と戦略的利用の促進に資することを目的として、統合研究機構を置く。
２　前項の統合研究機構に、機構長を置く。

（統合診療機構及び機構長）
第１４条の４　本学に、本学の基本理念のもと、本学における医療戦略や病院の将来構想及び病院経営に関する企画・立案をすることを目的として、統合診療機構を置く。
２　前項の統合診療機構に、機構長を置く。

（統合国際機構及び機構長）
第１４条の５　本学に、本学のグローバル化推進を目的として、統合国際機構を置く。
２　前項の統合国際機構に、機構長を置く。

（統合情報機構及び機構長）
第１４条の６　本学に、情報化に関する学内体制の強化とその推進を目的として、統合情報機構を置く。
２　前項の統合情報機構に、機構長を置く。

（統合イノベーション機構及び機構長）
第１４条の７　本学に、産学官連携の推進に資することを目的として、統合イノベーション機構を置く。
２　前項の統合イノベーション機構に、機構長を置く。

第２節　教育研究組織

（大学院及び研究科長等）

第１５条　本学に、大学院を置く。

２　前項の大学院に次の研究科を置く。

医歯学総合研究科

保健衛生学研究科

３　前項の研究科にそれぞれ研究科長を置く。

（学部等及び学部長等）

第１６条　本学に、次の学部及び学科を置く。

医学部　医学科

保健衛生学科

歯学部　歯学科

口腔保健学科

２　前項の学部に、学部長を置く。

３　第１項の学科に、学科長を置く。

（教養部及び教養部長）

第１７条　本学に、教養部を置く。

２　前項の教養部に、教養部長を置く。

（附置研究所及び所長）

第１８条　本学に、次の研究所を置く。

生体材料工学研究所

難治疾患研究所

２　前項の研究所に、所長を置く。

第１９条　削除

（病院及び病院長）

第２０条　本学に、医学及び歯学に関する教育研究並びに診療のための施設として附属病院（以下「病院」という。）を置き、東京医科歯科大学病院と称する。

２　前項の附属病院に、病院長を置く。

（スポーツサイエンス機構及び機構長）

第２１条　本学に、病院と緊密に連携し、臨床・研究・教育を行うための組織として、スポーツサイエンス機構を置く。

２　前項のスポーツサイエンス機構に、機構長を置く。

（Ｍ＆Ｄデータ科学センター及びセンター長）

第２１条の２　本学に、統合先制医歯保健学の世界的教育・研究拠点の形成を目的として、Ｍ＆Ｄデータ科学センターを置く。

２　前項のＭ＆Ｄデータ科学センターに、センター長を置く

第２２条　削除

第２３条　削除

（教授会）
第２４条　本学に、教授会を置く。
２　前項に規定するもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

第３節　教育研究支援組織

第２５条　削除

（学生支援・保健管理機構及び機構長）
第２５条の２　本学に、生活、修学、就職、メンタル及びハラスメントに関する相談等キャンパスライフ全般にわたる全学的支援並びに女性の支援策に係る企画立案並びに学生に対する健康の保持増進を行うことを目的として、学生支援・保健管理機構を置く。
２　前項の学生支援・保健管理機構に、機構長を置く。

（職員健康管理室及び室長）
第２５条の３　本学に、役職員の健康管理及び安全管理に関する専門的業務を行うための施設として、職員健康管理室を置く。
２　前項の職員健康管理室に、室長を置く。

（環境安全管理室及び室長）
第２５条の４　本学に、環境保全及び化学物質の安全管理の充実を図るための専門的業務を行うことを目的として、環境安全管理室を置く。
２　前項の環境安全管理室に、室長を置く。

第２５条の５　削除

（広報部及び部長）
第２５条の６　本学に、本学の広報活動を推進し、ブランド力の向上を図るため、広報部を置く。
２　前項の広報部に、部長を置く。

（募金室及び室長）
第２５条の７　大学基金の事務を行うため、国立大学法人東京医科歯科大学募金室（以下「募金室」という。）を置く。
２　前項の募金室に、室長を置く。

第４節　部局等

（部局）
第２６条　部局及び部局を構成する教育研究組織は、別表のとおりとする。
２　部局の定義については、前項の規定にかかわらず別段の定めを置くことができる。

（内部組織等）
第２７条　この章に規定するもののほか、各統合機構、各教育研究組織及び各教育研究支援組織等に関し必要な事項は別に定める。

第２８条 削除

第５章　事務組織

（事務組織）
第２９条　本学に、本学の事務を処理するため、事務組織を置く。
２　前項に規定するもののほか、事務組織に関し必要な事項は別に定める。

第６章　プロジェクト組織

（プロジェクト組織）
第３０条　本学に、助成対象事業として採択された課題により交付される外部資金に基づき、教育・研究・診療を実施するための時限的なプロジェクト組織を置くことができる。
２　前項に規定するもののほか、プロジェクト組織に関し必要な事項は別に定める。

附　則
１　この規程は、平成１６年４月１日から施行する。
２　大学院の医学系研究科及び歯学研究科は、第１５条第２項の規定にかかわらず、平成１２年３月３１日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
３　歯学部附属の歯科衛生士学校は、第２１条第１項の規定にかかわらず、平成１６年３月３１日に当該学校に在学する者が当該学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則（平成１９年３月６日規程第１号）
１　この規程は、平成１９年４月１日から施行する。
２　この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から本学の教育職員として引き続き在職する者で、施行日の前日において次の表の旧職欄に掲げる職であった者の職は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、同表の新職欄に掲げる職となるものとする。

旧　職	新　職
助教授	准教授
助　手	助　教

附　則（平成１９年１２月２６日規程第５号）
この規程は、平成１９年１２月２６日から施行する。

附　則（平成２０年４月１日規程第６号）
この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年５月２２日規程第８号）
この規程は、平成２０年５月２２日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。

附　則（平成２１年３月２７日規程第６号）

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年９月２４日規程第８号）

この規程は、平成２１年１０月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月２３日規程第２号）

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年６月１６日規程第８号）

この規程は、平成２２年６月１６日から施行する。

附　則（平成２３年３月３１日規程第４号）

１　この規程は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、第２１条及び別表の歯学部附属歯科技工士学校に関する規定は、平成２６年４月１日から施行する。

２　歯学部附属歯科技工士学校は、改正後の第２１条及び別表の規定にかかわらず、平成２６年３月３１日に当該学校に在学する者が当該学校に在学しなくなる日までの間、改正前の第２１条に基づき存続するものとする。

附則（平成２３年１０月２８日規程第７号）

この規程は、平成２３年１１月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月１２日規程第４号）

１　この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

２　生命情報科学教育部は、改正後の第１５条及び別表の規定にかかわらず、平成２４年３月３１日に当該教育部に在学する者が当該教育部に在学しなくなる日までの間、改正前の第１５条に基づき存続するものとする。

附　則（平成２４年７月５日規程第６号）

この規程は、平成２４年７月５日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

附　則（平成２４年１２月５日規程第１０号）

この規程は、平成２４年１２月５日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

附　則（平成２５年１月２８日規程第１号）

この規程は、平成２５年２月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月２９日規程第３号）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年４月２日規程第４号）

この規程は、平成２６年４月２日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附　則（平成２６年４月３日規程第５号）

１　この規程は、平成２６年４月３日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

２　国立大学法人東京医科歯科大学副学長に関する規程（平成２０年規程第９号）、国立大学法人東京医科歯科大学学長補佐室規則（平成１６年規則第２号）及び国立大学法人病院運営企画部規則（平成２３年規則第９４号）は廃止する。

附　則（平成２６年９月１９日規程第８号）

この規程は、平成２６年１０月１日から施行する。

附　則（平成２６年９月３０日規程第９号）

この規程は、平成２６年１０月１日から施行する。

附　則（平成２６年１１月１３日規程第１０号）

この規程は、平成２６年１１月１３日から施行し、平成２６年１０月１日から適用する。

附　則（平成２７年３月３０日規程第１号）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月２８日規程第６号）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、第２５条の７及び第２５条の８については、平成２８年３月１日より適用する。

附　則（平成２９年４月６日規程第３号）

この規程は、平成２９年４月６日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。ただし、第２２条については、平成２８年１０月１日より適用する。

附　則（平成３０年５月３０日規程第３号）

この規程は、平成３０年５月３０日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（令和元年１２月２６日規程第１２３号）

この規程は、令和２年１月１日から施行する。

附　則（令和２年４月２８日規程第３号）

この規程は、令和２年４月２８日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和令和３年４月６日規程第１号）

この規程は、令和３年４月６日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和３年３月２４日規程第２号）

この規程は令和３年４月１日から施行する。ただし、改正後の第２条第２項及び第３項の規定は令和３年３月２４日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和３年４月３０日規程第５号）

この規程は令和３年４月３０日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則（令和３年９月２７日規程第８号）

この規程は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和４年１月２０日規程第４号）

この規程は令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年６月１２日規程第５号）

この規程は、令和５年６月１２日から施行し、令和５年２月１日から適用する。

附　則（令和５年６月１２日規程第６号）

この規程は、令和５年６月１２日から施行し、令和５年３月１日から適用する。

附　則（令和５年１０月３０日規程第９号）

この規程は、令和５年１１月１日から施行する。

附　則（令和６年７月２６日規程第５号）

この規定は、令和６年７月２６日から施行し、令和６年６月１日から適用する。

別表（第２６条関係）

部局の名称	部局を構成する組織	部局長
大学院医歯学総合研究科	大学院医歯学総合研究科	大学院医歯学総合研究科長
大学院保健衛生学研究科	大学院保健衛生学研究科	大学院保健衛生学研究科長
医学部	医学部 医学科 保健衛生学科	医学部長
歯学部	歯学部 歯学科 口腔保健学科	歯学部長
教養部	教養部	教養部長
生体材料工学研究所	生体材料工学研究所	生体材料工学研究所長
難治疾患研究所	難治疾患研究所	難治疾患研究所長
病院	病院	病院長